

社会福祉法人荒尾市社会福祉協議会の沿革

- ◎設立代表者氏名 亀原 円 溪
- ◎住所 熊本県荒尾市本井手 1 7 5 3 番地
- ◎申請年月日 昭和 4 2 年 9 月 1 8 日
- ◎法人設立年月日 昭和 4 3 年 4 月 1 日
- ◎法人設立の趣意 昭和 2 6 年 6 月 1 日地域住民の要請により、社会福祉関係者を中心として荒尾市社会福祉協議会が誕生し、以来現在まで地域住民の福祉の向上に寄与してきた。
しかし、炭都として発展した荒尾市も最近鉱山の相次ぐ石炭合理化対策に失業者は続出し、青少年の県外就職も毎年増加し、市民の所得水準も伸び悩みの傾向にあり、反面生活保護世帯、低所得者層は毎年増加しつつあるとき、住民福祉の面においても問題点が山積している。かかる状況下において、社会福祉の活動面においても従来の行政補助的な活動から、地域住民の欲求に応じた組織活動により、これらの諸問題の解決を図る必要があり、この機能を強化するために社会福祉協議会の法人化を推進しようとするものである。
- ◎主たる事務所の所在地 熊本県荒尾市荒尾字下川後田 3 9 5 9 番地 1 1
- ◎事業の種類
- ・社会福祉を目的とする事業に関する調査及び研究
 - ・社会福祉を目的とする事業に関する総合的企画
 - ・社会福祉を目的とする事業に関する連絡調整及び助成
 - ・社会福祉を目的とする事業に関する普及
 - ・保健衛生を目的とする事業
 - ・心配ごと相談所の事業
 - ・福祉金庫の設置運営
 - ・共同募金事業への協力
 - ・その他本会の目的達成のため必要な事業
- 昭和 4 3 年 7 月
- ・荒尾市民病院内売店の設置運営（収益事業）
- 昭和 5 0 年 4 月
- ・所在地の変更（熊本県荒尾市荒尾 2 8 3 番地）
- 昭和 5 9 年 9 月
- ・社会福祉を目的とする事業に関する普及及び宣伝
 - ・心配ごと相談所の設置運営
 - ・福祉資金の設置運営
 - ・社会奉仕活動センターの設置運営
 - ・荒尾市総合福祉センターの受託運営
 - ・家庭奉仕員派遣事業の受託運営
 - ・移動入浴事業の受託運営
- 平成 8 年 3 月
- ・社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
 - ・社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
 - ・社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助

- ・保健衛生，社会教育を目的とする事業との連携
- ・ボランティア活動の振興
- ・荒尾市老人福祉センターの受託運営
- ・荒尾市ふれあい福祉センターの受託運営
- ・荒尾市在宅老人給食サービス事業の受託運営
- ・荒尾市福祉給食事業の受託運営
- ・荒尾市地域療育推進事業の受託運営
- ・荒尾市身体障害者デイサービス事業の受託運営
- ・荒尾市ホームヘルプサービス事業の受託運営
- ・荒尾市ふれあい福祉のまちづくり事業推進
- ・高齢者相談員設置事業運営

平成12年4月（介護保険法施行）

- ・居宅介護等事業
- ・訪問入浴介護事業
- ・居宅介護支援事業

平成13年7月

- ・生活福祉資金貸付事業

平成15年4月（支援費制度施行）

- ・身体障害者デイサービス事業
- ・障害児デイサービス事業

平成17年7月

- ・老人デイサービス事業
- ・児童健全育成事業

平成18年4月（身体障害者自立支援法施行）

- ・地域活動支援センター（ふれあい地域活動支援センター）
- ・障害福祉サービス事業（荒尾市社協ヘルパーステーション，
地域療育センターふれあいなかま）
- ・移動支援事業（荒尾市社協ヘルパーステーション）

平成19年4月

公益を目的とする事業

- ・障害福祉サービス事業（指定生活介護事業所ひまわり）
- ・移動支援事業（荒尾市社協ヘルパーステーション）

平成20年4月

- ・地域活動支援センターの経営
- ・障害福祉サービス事業の経営
- ・移動支援事業の経営
- ・所在地の変更（熊本県荒尾市下井手193番地1）

平成24年3月

- ・障害児通所支援事業（自立支援法及び児童福祉法の一部改正による）
- 公益事業を目的とする事業
- ・荒尾市潮湯の事業運営（老人福祉センター廃止に係る温泉事業の運営）